

令和元年第4回山北町議会臨時会 （11月18日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年第4回山北町議会臨時会を開会いたします。 （午前9時30分）

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ、令和元年第4回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、台風15号並びに台風19号の被害により、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

台風15号につきましては、9月9日に千葉市付近に上陸し、関東地方を縦断しました。狭い範囲で非常に強い風が吹き、停電や断水、家屋や屋根の損壊などの被害が発生し、特に千葉県での被害は予想以上に甚大なものになりました。その後、台風15号の被害が癒えぬまま、追い打ちをかけるように台風19号が10月12日に伊豆半島に上陸し、東海や関東甲信越、東北地方などの広範囲で記録的な大雨や強風の猛威を振るい、河川の氾濫や浸水、土砂崩れなど甚大な被害をもたらしました。

台風19号におきましては、山北町も例外ではなく、12日の午前11時にレベル4の避難勧告を発令し、生涯学習センターなど4カ所の避難所にはこれまでにない200人以上もの方々が避難をされました。主な被害状況につきましては、清水ふれあいセンターや河内川ふれあいビレッジ、中川水源交流の里、中川バーベキューセンターなどの施設が土砂流入により損壊し、観光施設については再開のめどが立っていない状況となっております。一日も早い復旧に向けて、関係機関との連携を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さらに水道施設につきましては、特に皆瀬川取水塔の導水管と浄水場施設が被災したことにより、長期間の計画断水を余儀なくされました。断水された多くの皆様に御不便と御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますととも

に、御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございました。また、議員の皆様、議員のOBの皆様におかれましては、給水活動に御協力いただき大変感謝を申し上げます。

そして、今回の2つの台風は直接的な被害だけにとどまらず、10月13日のD52フェスティバルや11月9日の西丹沢もみじ祭りが中止となり、11月2日と16日に予定しておりました神奈川県高校駅伝と関東高校駅伝も陸上競技場での開催に変更されるなど、秋の観光シーズンに大きなダメージを与えることになったのは、大変残念でなりません。

しかしながら、今週末23日に山北町産業まつりと24日の丹沢湖ハーフマラソン大会は予定どおり実施をいたします。山北町産業まつりにおきましては、台風19号の際、いち早く給水車で応援に駆けつけてくださった新潟県村上市にことしも参加していただけるとともに、D52フェスティバルでお披露目の予定でございました「でごにい」の妹が初登場いたします。また、丹沢湖ハーフマラソン大会においては、11月3日に開催された全日本大学駅伝で16年ぶりの優勝を果たし、お正月の箱根駅伝で2連覇を目指します東海大学陸上競技部が出場されます。議員の皆様におかれましても、多数の御参加をいただきまして、残りのイベントを盛り上げていただきたく、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、令和元年第4回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件1件、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算案件3件、専決処分の承認について2件の合計6件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

また、全員協議会におきましては、旧羽田コンクリート跡地に進出した事業者についてほか4件を御説明させていただき予定でございますので、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

議長 臨時会の議会運営については、本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13番 石田 皆様、おはようございます。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場402会議室において、委員6名、議長の出席のもと、令和元年第4回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、一部改正条例1案件、補正予算3案件及び報告案件2案件の計6案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。なお、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号5番 鈴木登志子議員、議席番号12番 山田陽子議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第64号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第64号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和元年の人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給与に準じ、職員の給与を改定するため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第64号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第 64 号の説明の前に、令和元年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。お手元に配付してあります資料 1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要をごらんください。

一般職の国家公務員の給与改定の概要を示したものでございまして、条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、①の月例給については、初任給について 1,500 円、30 歳台半ばまでの職員については平均改定率 0.1%の改定を行い、平成 31 年 4 月から遡及適用するものでございます。

次に、②のボーナスについては、現行では年間 4.45 月分支給のところを、勤勉手当を 0.05 月分引き上げて、年間 4.50 月分とするものでございます。

資料下の一般の職員の表をごらんください。

令和元年度の現行では、6 月が 2.225 月、12 月が 2.225 月で年間 4.45 月となっております。そして、今回の改定では、6 月には変更がございませんが、12 月の勤勉手当の 0.925 月を 0.975 月に引き上げて、年間 4.50 月とするものでございます。

次に、③の住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、手当額の上限を 1,000 円引き上げ、2 万 8,000 円とし、令和 2 年 4 月から適用するものでございます。今年度の給与改定については、本日の議会にて本条例改正をお認めいただいた場合には、月例給の改定分と勤勉手当の 0.05 月分について、来月の給料日に合わせて支給する予定でございます。

なお、令和 2 年度につきましては、改定分の 0.05 月分を 6 月と 12 月に振り分けて勤勉手当をそれぞれ 0.95 月とするものでございます。

資料 2 については、給与費明細書でございますので、後ほどお目通しを願います。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。1 枚お開きください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第 1 条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表で御説明いたしますので、3 枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

第 18 条第 2 項は、勤勉手当の支給率について規定されております。第 1 号につきましては、一般の職員の勤勉手当の支給率を定めており、改正後については人事院勧告の 0.05 月分引き上げて「100 分の 97.5」に改めるものでございます。

別表第 1 の給料表につきましては、人事院勧告に基づき平均改定率 0.1% を引き上げるものでございます。

4 枚おめくりください。

第 10 条第 1 項第 1 号は、住居手当の下限について規定されており、月額「1 万 2,000 円」を「1 万 6,000 円」に改めるものでございます。

第 2 項は住居手当の額について規定されており、アでは「2 万 3,000 円以下の家賃」を「2 万 7,000 円以下の家賃」に、「1 万 2,000 円を控除」を「1 万 6,000 円を控除」に改め、イでは「2 万 3,000 円を超える家賃」を「2 万 7,000 円を超える家賃」に、「2 万 3,000 円の控除」を「2 万 7,000 円を控除」に、「1 万 6,000 円」を「1 万 7,000 円」に、その他字句を改めるものでございます。

1 枚おめくりください。

第 18 条第 2 項第 1 号は、一般の職員の勤勉手当の支給率について定めており、改正後については、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう、それぞれ「100 分の 95」に改めるものでございます。

5 枚お戻りいただき、新旧対照表の前のページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日等。第 1 項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、第 1 条の規定による改正後の山北町職員の給与に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

給与の内払。第 3 項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山北町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第 64 号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第64号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第64号を採決いたします。
議案第64号について、原案に賛成者は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。
次に、日程第2、報告第7号 専決処分の承認について、令和元年度山北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 報告第7号 専決処分の承認について、令和元年度山北町一般会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、台風発生に伴う災害復旧のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

次に、1ページおめくりください。

専決処分書。令和元年度山北町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月18日。山北町長 湯川裕司。

1ページをおめくりください。

令和元年度山北町一般会計補正予算(第3号)。令和元年度山北町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第7号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第3号)専

決処分でございますが、御説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳出予算補正でございます。歳出ですが、2款の総務費から13款予備費までの補正となります。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。なお、本日お手元に参考資料をお配りしてございますので、予算書と一緒にごらんをいただきたいと思います。

それでは、最初に2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費868万1,000円の補正ですが、これは台風15号及び台風19号の対応に伴う職員の時間外勤務手当でございます。次に、5目財産管理費は7,000万円の減額補正でございます。説明欄の基金管理事業の積立金につきましては、9月定例会の一般会計補正予算（第2号）で積み立ての議決をいただきましたが、今回の台風19号による災害の応急復旧のために、計画していた積み立てを取りやめるものでございます。

次に、8款消防費、1項消防費、5目防災対策費は151万8,000円の増額です。台風15号により被災した千葉県横芝光町に足柄茶とブルーシートの支援、台風21号により被災した千葉県長柄町にマスクと飲料水を支援したものでございます。

次に、10款災害復旧費は、台風19号などにより被災した箇所の復旧費で、参考資料に詳細な一覧が記載されておりますので、一緒に御参照いただければと思います。

1項農林水産施設災害復旧費2,635万6,000円は、村雨農道ほか29カ所の復旧費でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費3,231万円は、尺里高松線ほか31カ所の復旧費でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

3項観光施設災害復旧費322万9,000円は、報償費として断水時に入浴をお願いした2施設の謝礼でございます。工事請負費は洒水の滝ほか6カ所の復旧費でございます。

次に4項その他公共施設災害復旧費139万4,000円は、地域作業所、町営住

宅等の復旧費でございます。

13款の予備費は、348万8,000円を減額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

給与費明細書でございます。こちらは台風対応の従事職員の時間外手当の増額によるものでございます。

なお、参考資料の6番として、今後対応する予定の箇所を記載してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第7号について、質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1番、瀬戸でございます。

今、御説明いただきました5ページのところの件の参考資料のほうでいいんですが、千葉県横芝光町と千葉県長柄町というんですか、これは当町との関係を御説明願いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 千葉県の横芝光町と長柄町につきましては、私のほうで関東町村会のほうの県外視察のほうで、海外視察のほうへ一緒に行った仲間ということもございまして、また、松田町から横芝光町と交流がございまして、そちらのほうから連絡を受けて、そしてうちだけではございまして、秦野市であるとか、中井町も一緒に協力して、こういうような災害の支援をさせていただいたわけでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 御説明いただきました。横芝光町は松田の姉妹町みたいになっていると聞いていますので、よくわかりました。

この千葉県の長柄町というんですね、こういうこれからも交流を進めていくという、うるさいことを言うつもりはないんですけど、お互いに交流を進めていくと、村上市のように今回も来ていただいて、大変御厄介になって、ほかにも御厄介になっていると思うんですが、ここを選んでというのは、町長のそういう町村会の仲間という形で選ばれたということを確認しましたが、

そういうことで、そういう理解でよろしいですか。

議 長 町長。

町 長 非常にいろいろな面で親しくさせていただいて、また実際にさまざまところで、我々も物資ということでないときもございましたけども、そういう中で心配していただいたりして、お互いに双方でこれからもそういう協定書こそございませんけども、そういった中では災害に対して、お互いにこれからも親密にやっっていこうというようなことでございます。

議 長 副町長。

副 町 長 この2町について、交流を進めていくと今おっしゃられましたけども、そういうことではなくて、産業交流とか、そういうことじゃなくて、お互いに被災があったところは助け合いましょうというレベルでございまして、3月の定例会のときに、台風の被害を受けたものと同時に、支援を受けたものというのを議会、皆様のほうにお示しするつもりでございますけれども、その中でも、今度は逆に私どもが支援を受けたり、そういうこともありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかにございせんか。

石田照子議員。

13 番 石 田 8ページなんですけれども、今回の災害復旧では職員の皆さん、身を粉にして復旧に当たっていただいて、本当に感謝申し上げたいと思ひますけれども、この時間外勤務手当が776万3,000円ということで、補正に上がっておりますけれども、1人の職員が大体1日にどのくらい勤務されていたのか、勤務超過に当たるといけないなど、そんなところからもお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 職員の時間外勤務時間数ということなんですが、ちょっと今細かい資料がないので、詳細にはお伝えできませんが、所属によって違うんですが、多いところの職員は、水道のほうになるんですが、100時間を超えております。そういう100時間を超えた職員が数名おりました。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 災害時なので、労働超過がどうのこうのなんて言っている場合ではないと

思うんですけども、やはり職員のその健康面を考えると、やっぱりその辺も配慮が必要かと思うんですけど、その100時間というのが妥当なのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 期間が短い中で100時間というのは、はっきり言ってかなりきついものでございます。ですけども、うちのほうとしては、町としては、今石田議員もおっしゃったとおり、期間が短いから職員も耐えられることであって、これが経常的にずっと長いということじゃなくてですね。それから、今ラグビーのワールドカップがあったんですが、その中でも言った言葉の中で、ワンチームという言葉があります。山北町ワンチームということで、水道の関係は水道の課だけじゃなくて、全部の職員が手伝うというような形で取り組んだということをございまして、その辺のところは御理解いただければと思います。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 済みません、ちょっと補足なんですけど、今、100時間を超えた職員が水道課のほうで、水道課の職員がいるんですけど、この職員につきましては、今月の初めに産業医のほうの面談をしていただきました。もちろん、その前に健康調査のチェックシートに、個々に記入していただきまして、それに基づいて、産業医のほうで面談をしていただきまして、結果的には、特にあらわれている症状はないんですが、経過観察ということで、引き続き、その職員については健康管理をしていくこととなっております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 まさに副町長の課を超えてワンチームで対応に当たったということで、私たちが微力ながら給水作業に当たらせていただいて、課を超えて、皆さんでお手伝いしていたなということは、肌で感じております。また、その産業医の面談というようなことで、その後のフォローもしっかりされているなということを感じました。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

配付資料のほうの3号資料です、補正予算3号資料ですけれども、今回の災害の復旧費ということで項目が出ていますが、ちょっと大きさがいろいろ、小さいものも大きいものもまざっているかと思imasので、1、2、3番ぐらいまでちょっと教えていただけたらと思います。お願いいたします。

配付資料のほうですね。

議 長 今のは、防災対策事業が1番で、2番が農林水産云々という、その資料のことですか。

11 番 堀 口 はい、そうです。

議 長 その1番、2番というのは、その1番の事業はどういうことかということですか。

11 番 堀 口 そうじゃなくて、規模がそれぞれわからないんで、一番大きな被害はどこだったかというのが、大体それでわかるかと思うので、予算的に一番大きいのがどれで2番目がどれで、3番目ぐらいって、1、2、3ぐらい教えていただければ。

議 長 費用のかかった大きい3つぐらい具体的に示していただきたいということでしょうか。

11 番 堀 口 そうすると、ちょっとイメージが湧くので。

議 長 農林課長、どうぞ。

農 林 課 長 済みません、2番の農林水産業施設の災害の中で特に大きいものは、一番大きいのは、多分清水のふれあいセンターになります。その次に大きいのが、用沢用水の土砂の流入の撤去についてが比較のお金がかかっております。あと、もう一個大きいのはどれか、あと滝沢・高松作業道ののり面の崩壊とか倒木、路面の流出なんかで、これがかなり金額がかかっています。大きいのはこの3つぐらいです。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 3番の公共土木施設災害復旧費の中で、規模が大きかったやつを申し上げます。

町道鍛冶屋敷高杉線です。これ1路線ではございませんが、5カ所で約320万ほどかかっております。それと、車沢の土砂流出ということで、こち

らも530万ほどかかっています。それと、あと大きいのが、谷ヶ小山線です。これ二ノ倉さん、ゴルフ場へ行く道でございますけれども、こちらが500万ほどかかっています。

以上でございます。

議 長 堀口議員、よろしいですか。

挙手をしてからお願いします。堀口恵一議員。

11 番 堀 口 同じくその下の観光施設災害復旧費についても教えていただければと。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 一番費用がかかった項目でございますけれども、中川バーベキューセンターの給水設備の仮設の復旧というところが一番多く費用的にはかかっています。あとは、2番目が山北駅周辺桜の危険木除去、これが2番目でございます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

質疑も終わりましたので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第7号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員。よって、報告第7号は原案どおり承認されました。

次に、日程第3、報告第8号、専決処分の承認について。令和元年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 報告第8号、専決処分の承認について。令和元年度山北町一水道事業会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、台風発生に伴う災害復旧のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1 ページをお開きください。

専決処分書。令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月31日提出。山北町長 湯川裕司。

1 ページをお開きください。

令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、「平成31年度山北町水道事業会計予算」の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町水道事業会計予算」とし、令和元年度山北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、令和元年度山北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、科目水道事業費用、既決予定額2億339万6,000円、補正予定額ゼロ、計2億339万6,000円。第3項特別損失、既決予定額ゼロ、補正予定額70万円、計70万円。第4項水道予備費131万1,000円、補正予定額マイナス70万円、計61万1,000円。

資本的支出。第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,563万円」を「5,667万5000円」に、建設改良積立金「965万9,000円」を「1,070万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1条資本的支出。既決予定額5,907万4000円、補正予定額104万5,000円、計6,011万9,000円。第1項増設改良費2,493万8,000円、補正予定額104万5,000円、計2,598万3,000円。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、報告第8号、令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、別紙のA4の資料を御参照願います。

今回の補正の内容につきましては、台風19号により皆瀬川浄水場の取水塔などが被災したため、応急復旧費について補正をするものでございます。

復旧の内容ですが、1の3条予算の収益的支出につきましては、管への土砂流入による除去作業が主となっており、修繕費等の経費が対象となっております。

続いて、2の4条予算の資本的支出につきましては、取水塔の管を復旧した経費となっております。また、3の今後対応するものにつきましては、浄水場のろ過槽の機器更新や簡易水道の管の復旧について、現在復旧計画を検討しているところでございます。

なお、本日の全員協議会で皆瀬川浄水場の被災についてを御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算に関する説明書でございます。初めに、収益的支出の1款水道事業費用に3項特別損失、1目臨時損失、47節災害臨時損失を新たに設け、補正額70万円の増額で、これは普及工事費700万円に伴う消費税分でございます。

また、4項1目予備費で同額の70万円を減額し、補正後の額は61万1,000円でございます。なお（注書き）に記載しておりますが、復旧工事費の不足額につきましては、当初予算書の貸借対照表に記載しております修繕引当金700万円を取り崩して充当する予定となっております。

続きまして、資本的支出でございます。

1款1項1目排水設備工事費を104万5,000円増額し、補正後の額は2,284万2,000円でございます。なお、資本的収入が不足する額の104万5,000円は、建設改良積立金を取り崩して補填する予定となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第8号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、報告第8号を採決いたします。

原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(起立全員)

- 議 長 起立全員。よって、報告第8号は原案どおり承認されました。
- 日程第4、議案第65号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。町長。
- 町 長 議案第65号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第4号）。
- 令和元年度山北町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
- 歳出予算の補正。
- 第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。
- 令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の補正をするものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 財務課長。
- 財 務 課 長 それでは、議案第65号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。
- 今回の補正予算は、人事院勧告及び平成31年4月の人事異動等に伴う支出科目の組みかえ、退職手当組合負担金特別負担金の補正を行うものでございます。
- なお、人件費関係につきましては、次の議案第66号、67号につきましても同様の補正でございます。
- それでは、2ページをお開きいただきたいと思っております。
- 第1表、歳出予算補正でございます。
- 歳出ですが、1款議会費から13款予備費まで歳出のみの補正でございます。
- 次に、事項別明細書でございます。6ページ、7ページをお開きください。
- 歳出ですが、最初に1款議会費については、職員2名分で15万円の増額補正でございます。
- 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、特別職ほ

か職員35名分で、特別職については共済組合負担金3万1,000円の減額、職員については、給料は137万6,000円、職員手当等は263万1,000円、共済費は203万円をそれぞれ増額するものでございます。社会保険料については、3万4,000円の増額でございます。

一般経費につきましては、退職手当組合負担金の特別負担金の確定により2,579万8,000円を増額するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費は、職員7名分で給料、職員手当、共済費合わせまして445万8,000円の増額補正でございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、職員3名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして14万6,000円の増額でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、職員1名分で職員手当等、共済費合わせて14万1,000円の増額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、職員7名分で給料、職員手当等、共済費合わせまして248万2,000円の増額でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

2目国民年金事務費は、職員1名分で職員手当等、共済費合わせて6万8,000円の増額でございます。

4目老人福祉費は職員1名分で、職員手当等、共済費合わせて5万5,000円の増額でございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金につきましては、議案67号でも御説明いたしますが、介護保険事業特別会計の職員3名分で、40万9,000円を減額するものでございます。

2項児童福祉費、3目保育園費につきましては、職員9名分で給料、職員手当等、共済費合わせて212万3,000円の減額でございます。

5目認定こども園費につきましては、職員14名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて1,433万6,000円の増額でございます。

12、13ページをお開きいただきたいと思っております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費については、職員6名分で給料、職員手当等、共済費合わせて515万8,000円の増額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費については、職員6名分で給料、職員手当等、共済費合わせて44万2,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費については、職員7名分で給料、職員手当等、共済費合わせて495万4,000円の減額でございます。

14、15ページをお開きください。

2項林業費、1目林業総務費については、職員2名分で給料、職員手当等、共済費合わせて31万2,000円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費については、職員6名分で給料、職員手当等、共済費合わせて15万5,000円の増額でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費については、職員7名分で給料、職員手当等、共済費合わせて664万9,000円の減額でございます。

16、17ページをお開き願いたいと思います。

5項都市計画費、1目都市計画総務費については、職員3名分で給料、職員手当等共済費合わせて17万2,000円の増額でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、特別職ほか職員11名分で、特別職の共済費、職員の給料、職員手当等、共済費合わせて155万円の減額でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費については、職員1名分で給料、職員手当等、共済費合わせて2万8,000円の増額でございます。

5項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、18、19ページをお開きください。職員6名分で、給料、職員手当等、共済費合わせまして1,074万3,000円の減額でございます。

6項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては、職員2名分で、給料、職員手当等、共済費合わせて34万3,000円の増額でございます。13款予備費については、3,234万8,000円を減額するものでございます。

20、21ページをお開きください。

給与費明細書でございます。一般職の職員数は補正後では137名となります。一般会計分では1名の減となり、全体の職員数は148名となります。内訳としましては、一般会計が137名、国保会計が3名、下水道会計が2名、介護保険事業特別会計が3名、水道事業会計が3名となっております。

給与費明細書その他については、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第65号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第65号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第66号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第66号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に伴う人件費の補正をするものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第66号 令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出補正予算事項別明細書の2、歳出でございます。

2款事業費、1項下水道整備費、1目排水施設費につきましては、人事院

勧告に伴い36万1,000円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、2節給料が職員2名分で3万3,000円、3節職員手当等が10万6,000円、4節共済費が22万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款予備費につきましては、36万1,000円を減額するものでございます。

6ページ、7ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第66号を採決いたします。

原案に賛成者は起立をお願いします。

(起立全員)

議 長 起立全員。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第67号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第67号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,151万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月18日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の

補正をするものです。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第67号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、7款の繰入金金を40万9,000円の減額を行うものでございます。歳出につきましては、1款総務費を歳入と同額の40万9,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

歳入でございますが、7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金を40万9,000円の減額でございます。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては職員の人事異動によるもので、給料、職員手当等、共済費合わせて同額の40万9,000円の減額でございます。

13、14ページの給与明細書でございますが、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第67号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和元年第4回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので閉会といたします。

なお、10時45分から401会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。 （午前10時27分）